

尖閣諸島領海侵犯事件の不起訴処分に抗議し万全の領域警備を  
求める意見書

昨年9月に発生した尖閣諸島領海侵犯事件について、那覇地検は1月21日海上保安庁艦船に衝突した中国船船長を不起訴(起訴猶予)処分としました。重大かつ悪質な事件であるにもかかわらず、不起訴処分としたことは、今後、同様の事件が発生した際の前例を残すこととなり、到底この措置に納得することはできず、嚴重に抗議します。

昨年の事件は、我が国の領域警備に対する国民の信頼を大きく損なわせています。我が国は、四方を海に囲まれ世界第6位の排他的経済水域を誇っています。豊かな海と6,852からなる島しょの安全確保は、我が国にとって国益にかかわる死活問題です。

尖閣諸島領海侵犯事件を風化させないためにも、我が国の領土・主権を毅然たる態度で守る意志を内外に明確にする必要があります。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じ、国民の信頼回復に努めるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年3月17日

江戸川区議会議長 須賀 精二

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

法務大臣、外務大臣、国土交通大臣

防衛大臣、内閣官房長官

あて